

# 別添1

## 被災繰上償還について【平成31年度実施分】

- **提出書類** (1)別添2 繰上償還承認申請書（様式第15号）【公印付】
- (2)別添3 被災による処分財産
- (3)別添4-1 事業費・処分部分事業費の根拠
- (4)別添5-1 繰上償還調書

調書は機構保有データを引用して作成し、団体宛にメールで送付します。  
まずは機構に①繰上償還希望日、②対象事業をご連絡ください。  
→ 調書様式をメールで送付します。

上記(1)及び(4)は**団体ごと**、(2)及び(3)は**借入事業ごと**に作成し、**当該団体の財政担当課においてとりまとめのうえ**提出願います。

### □ 提出期限

	実施日	提出期限	留意事項
H31	9月20日(金)	5月10日(金)	書類はメールで提出してください。
H32	3月23日(月)	12月中旬予定 (後日通知します。)	提出書類(1)の正本は、各期限までに郵送願います。

### □ 手続きの流れ

機構は繰上償還承認申請書等に基づいて、繰上償還額の審査を行い、その適否について**各提出日の一か月以内に通知**します。



機構借換債を希望される団体は、通知の期限までにお申し込みください。

機構は、元利金等払込通知書及び元利金等払込明細書を繰上償還日のおおむね10営業日前までに送付します。



繰上償還日に所定の額を払込んでください。

### □ 書類の提出及び問い合わせ先

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館  
地方公共団体金融機構 融資部融資管理課 TEL 03-3539-2843  
管理担当： 後藤 メール送付先： gotou-y@jfm.go.jp

# 別添2

様式第15号

平成 年 月 日  
第 号

地方公共団体金融機構理事長 様

団体名  
職氏名



## 繰上償還承認申請書

下記の借入金を繰上償還したいので申請します。

記

### 1 繰上償還の申請内容

事業名： 繰上償還調書のとおり

整理番号	借入年月日	当初借入額 (円)	未償還元金 (円)	繰上償還額 (円)	繰上償還後残高 (円)
		繰上償還調書のとおり			

2 繰上償還日 平成 年 月 日

# 別添 3

## 被災による処分財産

(当該頁/総頁数)

提出日	平成 年 月 日
団体名	〇〇県〇〇市町村
事業名	(例) 下水道事業

災害の名称		<input checked="" type="checkbox"/> 東日本大震災	<input type="checkbox"/> その他 ( )
No.	処分財産	処分対象	起債対象年度
1	△△下水処理場 建物	全部	S 61 ~ S 63
2	〃 ポンプ設備	全部	S 63 ~ S 63
3	〃 電気設備	一部	H 19 ~ H 19
4	管渠 (主として△△地区)	一部	H 11 ~ H 13
5			~
6			~
7			~
8			~
9			~
10			~
11			~
12			~
13			~
14			~
15			~

東日本大震災にチェックを入れてください。

「全部」又は「一部」を選択してください。

元号を選択のうえ、年度を記入してください。

※ この様式は事業ごとに記入してください。

連絡先	財政担当	部課名		担当者	
		電話		E-mail	
	事業担当	部課名		担当者	
		電話			

# 別添 4 - 1

団体名	〇〇県〇〇市町村
事業名	(例) 下水道事業

## 事業費・処分部分事業費の根拠

(当該頁/総頁数)

※ 原則、整理番号ごとに作成するものですが、根拠が同一の場合はまとめてください。

繰上償還を希望する 債権の整理番号 (繰上償還調書から転記)		別添 5-1「繰上償還調書」から転記してください。 H11-140-99999-0	
事業費	処分 財産 のNo.	処分部分事業費	別添3「被災による 処分財産」のNo.を 転記してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 借入申込調書から転記  <input type="checkbox"/> 上記以外の場合、その額の根拠を記入 【 根 拠 】	4	(例) 被災箇所①      1,000,000円 被災箇所②      234,500円 <hr/> 計                    1,234,500円	
	4	(個別の算定が難しい場合の例) △△地区の管渠被害率は〇〇により按分して 算定した10%を用いる。 $12,345千円 \times 10\% = 1,234,500円$	
長期貸付借入申込調書から転記してください。 ○旧公庫様式:「事業費 合計」 ○機構様式:「起債対象事業費総額」		復旧事業費等により算出した結果、事 業費(B)より大きい金額となった場合、 別添5-1に転記する際は、事業費 (B)と同額を記載してください。	
事業費 (B)	12,345,000 円	処分部分事業費 (C)	( 上記の 合計 ) 1,234,500 円

## 記載の手引

### 1. 事業費

- (1) 機構資金の借入時に提出された長期貸付借入申込調書に記載した「総事業費（起債対象事業費総額）」を「事業費(B)」欄に転記のうえ、上欄の「 借入申込調書から転記」に「」を付してください。
- (2) 津波、火災及び土砂崩れ等で起債関係書類が失われ(1)により難しい場合には、「 上記以外の場合」に「」を付して根拠を記入のうえ、その算定の基礎とする数値等を以下を参考に算定してください。
- ① 公有財産台帳等により把握できる当該被災施設・設備の取得額又は評価額
  - ② 契約書、工事完了報告書、起債充当報告書等により把握できる起債対象事業ごとの施設・設備の取得額
  - ③ 財産台帳、固定資産台帳、減価償却資産台帳等により把握できる取得額

### 2. 処分部分事業費

状況	個別内容	処分部分事業費への計上
全部損壊	倒壊・流失等、事実上資産価値がないもの	対象施設・設備の事業費（取得額）
一部損壊	事業の用に供することが不可能な施設・設備 事業廃止（又は廃止予定）の施設 目的外の用途に転用し、本来の用途に復さない施設 現在地からの移転が決定された（決定される見通しの）施設	
		[原則] 被災部分を個別に積み上げた額  [例外] 個別に算出することが難しく、面積、延長等による按分や客観的に評価された被災率等による算出が合理的であると考えられる施設については、その基準により按分した額（例：道路、管渠） 事業費に見合いの復旧費(復旧見込額)
不明	立入禁止区域内的の施設	対象施設・設備の事業費（取得額）
	未調査	調査後、申請のこと

### 3. 上記1及び2により難しい場合

上記の基準によっても事業費及び処分部分事業費の算定が困難な場合には、個別に算定する代わりに、建物被害判定、保険請求時の被災率など、合理的な数値を用いることができます。使用する数値又は率とその根拠又は率を「事業費」の「 上記以外の場合」の根拠の欄に記入してください。

事業費（全体額）に相当する数値を「B」欄に、部分事業費（被害額）に相当する数値を「C」欄に記入してください。

# 別添5-1 繰上償還調書

団体名： ○○県 ○○市町村

当初借入額（繰上償還対象債権に係るものに限る）	633,900,000	円
未償還額（繰上償還対象債権に係るものに限る）	491,161,178	円
繰上償還希望額 (D) 合計：	105,709,905	円
機構借換債希望額 (E) 合計：	105,600,000	円
民間資金借換希望額 (F) 合計：	0	円
自己資金 (G) 合計：	109,905	円
機構への払込額 (H)=(F)+(G) 合計：	109,905	円
差引借入残額 (I) 合計：	385,451,273	円

(単位：円)

No.	事業名	整理番号	(当初借入)							(未償還額及び残存年数)				(繰上償還額、償還財源及び機構への払込額)											差引借入残額 (I) =(A)-(D)						
			当初借入額	借入年月日	償還期限	償還年数	償還年数		金利選択	元利金の支払方法	利率(%)	未償還額 (A)	(残存)償還年数	うち償還年数	その後償還年数	繰上償還対象	事業費 (B)	処分部分事業費 (C)	繰上償還希望額 (D) =(A)×(C)/(B)	(財源内訳)						機構への払込額 (H) =(F)+(G)					
							機構借換債希望額 (E)	機構借換債額の借入希望条件												民間資金借換希望額 (F)	自己資金 (G) =(D)-(E)-(F)										
								償還年数合計														その後償還年数	金利選択	元利金の支払方法							
1	下水道	H17-140-00094-0	222,300,000	H17.5.10	H37.3.20	20	5	15	固定	元利均等	1.70	147,431,774	9	0	9	✓	267,999,000	98,529,000	54,202,834	54,200,000	9	0	9	固定	元利均等	0	2,834	2,834	93,228,940		
2	下水道	H18-140-00076-0	248,200,000	H18.5.9	H38.3.20	20	5	15	固定	元利均等	2.00	197,459,236	10	0	10	✓	366,844,000	82,808,000	44,572,637	44,500,000	10	0	10	見直し5	元利均等	0	72,637	72,637	152,886,599		
3	下水道	H19-140-00069-0	180,700,000	H19.5.10	H39.3.20	20	5	15	固定	元利均等	1.90	150,184,092	11	0	11	✓															
4	下水道	H20-140-00030-0	163,400,000	H20.5.13	H40.3.20	20	5	15	見直し10	元利均等	1.80	146,270,168	12	0	12	✓	331,165,000	15,700,000	6,934,434	6,900,000	12	0	12	見直し10	元金均等	0	34,434	34,434	139,335,734		
下水道 合計																			105,709,905	105,600,000						0	109,905	109,905	385,451,273		
簡易水道 合計																			0	0							0	0	0		
臨時河川等整備 合計																			0	0							0	0	0		
臨時地方道整備 合計																			0	0							0	0	0		
総計																			105,709,905	105,600,000						0	109,905	109,905	385,451,273		

被災繰上償還を希望される場合は、  
 機構で保有するデータを入れた当該様式(Excelファイル)を  
 提供しますので、お早めにご連絡ください。  
 [融資管理課管理担当 03-3539-2843]

## 記載の手引

青色…繰上償還希望日直前の定期償還後残高に関するデータです。  
 水色…あらかじめ数式が入力されていますので、自動計算されます。  
 黄色…入力が必要な箇所です。  
 ※青色、水色セルは入力制限されています。内容を変更しないでください。

繰上償還を行う案件の「繰上償還対象」の欄に「✓」を入れてください。入力が必要なセルが黄色に着色されますので、以下の内容により必要事項を入力してください。

- 1 「別添4-1」で整理番号ごとに計算した「事業費(B)」及び「処分部分事業費(C)」を、それぞれ対応する欄に転記してください。
- 2 自動計算された「繰上償還希望額(D)」欄の額のうち、機構借換債の希望額を「機構借換債希望額(E)」欄に記入してください。
- 3 「機構借換債希望額(E)」の借入希望条件
  - 「据置年数」欄は「(残存)据置年数」の範囲内で、0.5年単位で設定してください。
  - 「その後償還年数」欄は、借換後の残存年数のうち、左欄で記入した「据置年数」を控除した年数の範囲内で、0.5年単位で設定してください。
  - 「金利選択」欄は「固定」「見直し5」「見直し10」「見直し15」「見直し20」のいずれかを選択してください。ただし、借換後の残存年数が10年を超えない場合は「固定」のみとなります。
  - 「元利金の支払方法」の欄は「元利均等」又は「元金均等」のいずれかを選択してください。
- 4 繰上償還の財源として民間等資金による借換を希望される場合は、「民間等資金借換希望額(F)」欄に記入してください。

※ (E) 欄及び(F) 欄の注意事項  
 入力は円単位で行ってください。  
 繰上償還額の増減以外の理由で変更することはできませんので、ご留意願います。

- 5 様式の上段に自動転記された金額が正しいことを確認した後、別添2「繰上償還承認申請書」に転記してください。

### 《この件に関する問い合わせ先》

地方公共団体金融機構 融資部

借換債に関すること	融資課 企画・企業債担当	TEL 03-3539-2823
繰上償還に関すること	融資管理課 管理担当	TEL 03-3539-2843

## 【別添6】 機構借換債の貸付利率について

この度の機構借換債における貸付利率は、既往債の貸付条件によらず、新発債の扱いとして算定されます。したがって、適用利率、利率見直し方式にかかる利率見直し時期、利下げ幅の算定などはすべて現行貸付条件に基づきます。この点をふまえ、以下のとおり留意事項をまとめましたので、機構借換債の検討にあたっては必ずご参照ください。

### 1. 借換後の適用利率について

この度の機構借換債においては、借換後の利率は、借換実施日における借換後の据置年数及び償還年数に応じた利率が適用となります。

別表第5 【固定金利方式・機構特別利率・元利均等】

償還期限	うち据置期間 なし	1年以内	1年を超え 2年以内	2年を超え 3年以内	3年を超え 4年以内	4年を超え 5年以内
5年以内	0.40	0.40	0.40	0.40	0.50	—
5年を超え6年以内	0.40	0.40	0.50	0.50	0.50	0.60
6年を超え7年以内	0.50	0.50	0.50	0.60	0.60	0.70
<b>7年を超え8年以内</b>	<b>0.60</b>	0.60	0.60	0.70	0.70	0.80
8年を超え9年以内	0.70	0.70	0.70	0.80	0.80	0.90
9年を超え10年以内	0.80	0.80	0.80	0.90	0.90	0.90
10年を超え11年以内	0.90	0.90	0.90	0.90	1.00	1.00
11年を超え12年以内	1.00	1.00	1.00	1.00	1.10	1.10
22年を超え23年以内	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70
23年を超え24年以内	1.70	1.70	1.70	1.70	1.80	1.80
24年を超え25年以内	1.70	1.70	1.80	1.80	1.80	1.80
25年を超え26年以内	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80
26年を超え27年以内	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.90
27年を超え28年以内	1.80	1.80	1.80	1.80	1.90	1.90
28年を超え29年以内	1.80	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90
29年を超え30年以内	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90

例えば・・・

据置5年、その後償還23年の合計28年で借り入れた下水道事業債を、償還期間8年（据置なし）で借換えをする場合、左の利率表の例では適用利率は0.60%となります。

※上記の利率表はあくまで例示であり、貸付利率は毎月改定されることにご注意ください。実際に借換債を発行する際は、貸付日（借換実施日）現在の利率が適用になります。

一般に、償還期間が短くなれば、貸付利率は低くなる傾向があります。したがって、当初の借入れからの経過年数が長い場合は、借換えにより償還期間の短い利率が適用になることで、借換後の利率は当初の利率より低くなる可能性が高いと言えます。一方、当初の借入れからの経過年数が短い場合（この数年以内に発行した場合など）や、当初の貸付利率が十分に低い場合、また、金融情勢の変動により借換時点における貸付利率が高利となった場合などは、借換後の利率が当初の利率を上回る可能性がありますので、借換えの検討に当たっては十分にご留意ください。

### 2. 利率見直し方式で借り入れた債権を借換える場合の留意点について

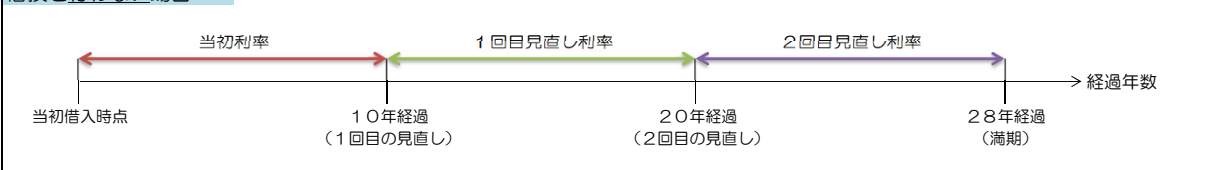
#### ①利率見直しの時期について

この度の機構借換債において利率見直し方式を選択した場合、利率の見直しは既往債の残存償還期間によらず、借換え後新たな利率見直し期間ごとに行います。

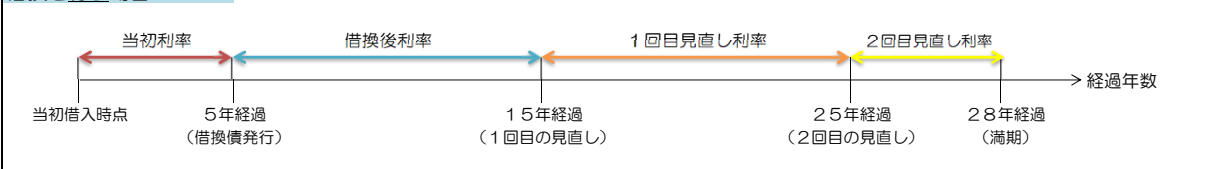
例えば・・・

28年償還で借り入れた債権の例  
（当初借入れからの経過年数は5年で、残存償還期間は23年、当初借入れ・借換え後ともに利率見直しは10年ごとと仮定）

借換を行わない場合



借換を行う場合



上の例からも分かるように、この度の借換えを実施した場合、利率見直しの時期が変更になります。見直し時点での貸付利率によっては、借換を行う場合の方が、満期までの合計の利払い額が増加してしまう可能性もありますので、十分にご留意ください。



## ②利率見直し時の利下げ幅について

利率見直し方式で借り入れた債権については、利率見直し期間ごとに利率の見直しを行います。見直し時に適用される利下げ幅の算定方式（借用証書に記載）が、平成21年度債以前と平成22年度債以降と異なります。

- 平成21年度債以前・・・見直し時の利下げ幅は、**当初の利下げ幅がそのまま適用されます。**
- 平成22年度債以降・・・見直し時の利下げ幅は、**その時点における同一事業の利下げ幅が適用されます。**

この度の機構借換債において利率見直し方式を選択する場合には、借換の対象となる債権が平成21年度債以前であっても、見直し時点での利下げ幅の算定方式はすべて平成22年度債以降の方式となりますので、ご注意ください。

### 平成21年度債以前の方式（病院事業（臨時特別利率）の例）

(利率見直し方式・特別利率及び臨時特別利率用)

長期貸付借用証書

金額 ¥163,000,000

1 起債 同意 年度 平成 21 年度

上記金額を本日、次の条件及び裏面特約事項を承諾の上、借りました。

1 起債 同意 年度	平成 21 年度
2 資金の用途	病院事業（ ）
3 金利選別	利率見直し方式
4 元金の支払期日	5年以内償還、その後 25年償還
5 元金の支払方法	半年賦 均等償還
（毎期の償還額は、地方公共団体金融機構から送付される償還年次表による。）	
6 利率	年 1.80 パーセント
ただし、利率見直し時点（平成34年3月20日及び平成44年3月20日）において、当該見直し時点の残償還期間に応じ、機構が定める基準利率から0.30%を差し引いた利率に見直されるものとする。	
7 償還期限	平成 29 年 3 月 20 日
8 償還期限	平成 29 年 3 月 20 日
9 元金の払込銀行	A 銀行 C 店（出頭所等）

平成 24 年 3 月 29 日  
団体名 A県C町  
職氏名 C町長 日比谷 一郎  
地方公共団体金融機構理事長 殿

年 1.80 パーセント  
ただし、利率見直し時点（平成34年3月20日及び平成44年3月20日）において、当該見直し時点の残償還期間に応じ、機構が定める基準利率から0.30%を差し引いた利率に見直されるものとする。

	基準利率	臨時特別利率	利下げ幅	適用利下げ幅	適用利率
当初借入時点	2.10%	1.80%	0.30%	0.30%	1.80%
見直し時点	1.80%	1.70%	0.10%	0.30%	1.50%

見直し時点における同一事業の適用利率に関わらず、利下げ幅は当初と同じ0.30%が適用となる。

### 平成22年度債以降の方式（病院事業（臨時特別利率）の例）

(利率見直し方式・特別利率及び臨時特別利率用)

長期貸付借用証書

金額 ¥163,000,000

1 起債 同意 年度 平成 22 年度

上記金額を本日、次の条件及び裏面特約事項を承諾の上、借りました。

1 起債 同意 年度	平成 22 年度
2 資金の用途	病院事業（ ）
3 金利選別	利率見直し方式
4 元金の支払期日	5年以内償還、その後 25年償還
5 元金の支払方法	半年賦 均等償還
（毎期の償還額は、地方公共団体金融機構から送付される償還年次表による。）	
6 利率	年 1.80 パーセント
ただし、利率見直し時点（平成34年3月20日及び平成44年3月20日）において、当該見直し時点の残償還期間に応じ、利率を見直す時点において当初の貸付けと同一の事業の資金用途に適用されている利率に見直されるものとする。	
7 償還期限	平成 29 年 3 月 20 日
8 償還期限	平成 29 年 3 月 20 日
9 元金の払込銀行	A 銀行 C 店（出頭所等）

平成 24 年 3 月 29 日  
団体名 A県C町  
職氏名 C町長 日比谷 一郎  
地方公共団体金融機構理事長 殿

年 1.80 パーセント  
ただし、利率見直し時点（平成34年3月20日及び平成44年3月20日）において、当該見直し時点の残償還期間に応じ、利率を見直す時点において当初の貸付けと同一の事業の資金用途に適用されている利率に見直されるものとする。

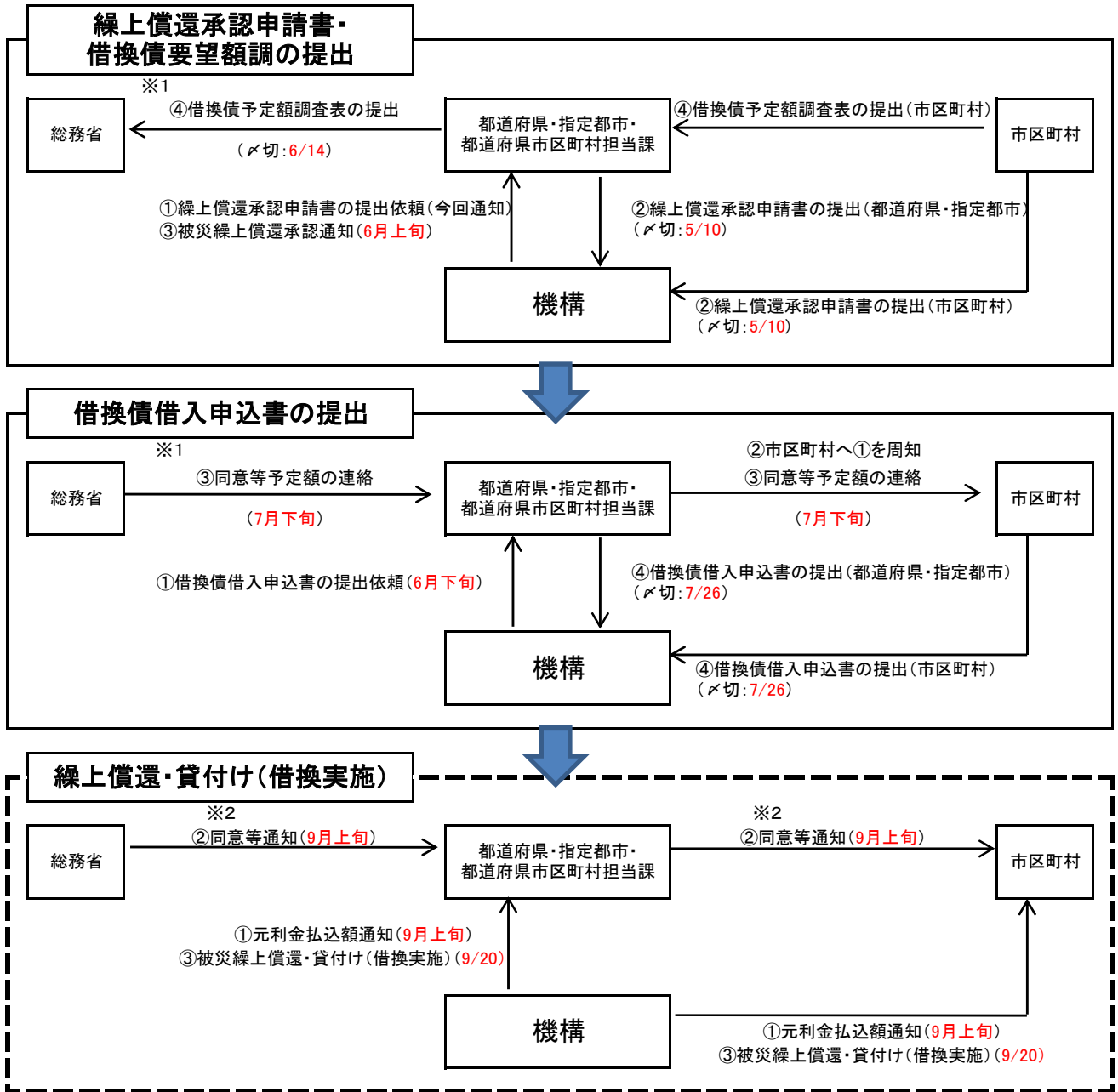
	基準利率	臨時特別利率	利下げ幅	適用利下げ幅	適用利率
当初借入時点	2.10%	1.80%	0.30%	0.30%	1.80%
見直し時点	1.80%	1.70%	0.10%	0.10%	1.70%

見直し時点において病院事業に臨時特別利率が適用されるとすると、同じ臨時特別利率が適用となる。したがって、利下げ幅も同一条件の臨時特別利率の利下げ幅である0.10%が適用となる。この例では、利下げ幅は当初の0.30%から、0.10%へ減少したことになる。

上の例では、平成21年度債以前の算定方式の方が見直し時点での利下げ幅が大きくなっていますが、実際には逆に、平成22年度債以降の算定方式の方が利下げ幅が大きくなる場合もあります。

加えて、2.①で述べたとおり、この度の借換えに当たっては利率見直しの時期も変わるため、単純にどちらの方式が得になるかを比較することはできませんが、利率見直し方式で借り入れた債権の借換えを検討される場合は、十分にご留意ください。

## 【別添7】事務日程



※1 借換債要望額調の提出がなされた後、総務省から借換債の同意等見込額が連絡されます。  
 なお、借換債について機構資金と民間等資金との間で資金区分の調整措置が行われる場合は、その場合の事務日程について該当団体(市区町村の場合は都道府県市区町村担当課)に、あらかじめ変更後の事務日程をお知らせいたします(借換実行日の2か月前を予定)。

※2 貸付日(借換実施日)までに同意等を得ていることが、貸付けの要件になります。